

令和5年度 第2回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会  
議事録

開催日時：令和5年10月17日（火）10:00～12:00

場 所：Web会議

【議題】

- (1) マッチングの試行及び支援証明書モデル的試行WGについて
- (2) その他インセンティブ施策について
- (3) その他

【資料】

- ・ 議事次第・出席者名簿
- ・ 資料1 マッチングの試行及び支援証明書モデル的試行WGについて
- ・ 資料2 その他インセンティブ施策について
- ・ 資料3 民間等の活動促進に関する認定制度の検討状況について（報告）
- ・ 参考資料1 自然共生サイトと支援者のマッチング（支援者向け）募集要項（案）
- ・ 参考資料2 自然共生サイトと支援者のマッチング（自然共生サイト向け）募集要項（案）

【議事】

1. 開会

- 事務局・宍倉 定刻になりましたので、ただいまより「令和5年度第2回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、アビームコンサルティング株式会社の宍倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日の検討会につきましてはWEB会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインでご出席いただいております。また、本日の検討会は公開させていただいており、傍聴の方がいらっしゃることを予めご承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆さまは、ご質問がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでしょうか」と一声おかけください。会議中は、ハウリング等防止のため、基本的にミュートとしていただき、ご発言の際はミュートを解除してからお話しください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間が許す限りは口頭での発言をお願いいたします。傍聴の皆さまはご発言いただくことはできませんのでご了承ください。

次に、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせ下さい。

続きまして、出席者をご紹介させていただきます。

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長の角谷拓委員です。

- 角谷委員 よろしくお願いいいたします。
- 事務局・宍倉 三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チームの後藤文昭委員です。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願います。
- 事務局・宍倉 神戸大学・大学院人間発達環境学研究所 教授の佐藤真行委員です。
- 佐藤委員 おはようございます。よろしくお願います。
- 事務局・宍倉 公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスクフォース 室長の高川晋一委員です。
- 高川委員 おはようございます。よろしくお願います。
- 事務局・宍倉 生物多様性自治体ネットワーク事務局名古屋市環境局環境企画課の土屋佳弘委員です。土屋委員は本日 30 分程遅れてのご参加となります。経団連自然保護協議会 事務局長の長谷川雅巳委員です。
- 長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願います。
- 事務局・宍倉 MS&AD インシュアランスグループホールディングスサステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP/MS&AD インターリスク総研 基礎研究部 基礎研究グループ フェローの原口真委員です。
- 原口委員 原口です。よろしくお願います。
- 事務局・宍倉 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員の森田香菜子委員です。森田委員は本日欠席となります。  
また、議事次第にございますように、事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいております。  
それでは、ここからの進行は角谷座長にお願いいいたします。角谷座長どうぞよろしくお願いいいたします。

## 2. 議事

### (1) マッチングの試行及び支援証明書モデル的試行 WG について

- 角谷座長 はい、どうぞよろしくお願いいいたします。本日、議事 3 つありますけれども、特に 1 つ目のマッチング試行と支援証明書モデル的試行のワーキング、第 1 回が終わっており、この後事務局から説明ありますけれども、特に支援証明書の認定を出す範囲や中身に関して、これからワーキングで具体的に検討していくことになるわけですが、その方向性が今日の説明の内容で問題ないかどうかというところを、特に重点的に委員の皆さんにご議論いただきたいと思います。議論の時間もしっかり取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。  
それでは議事 1 マッチングの試行及び支援証明書モデル的試行ワーキングについて、事務

局から説明よろしく願いいたします。

- 渡邊室長補佐 それでは資料 1 について環境省渡邊より説明をさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それではまず 1 ページ目からでございます。まず、7 月に開催しました第 1 回検討会の振り返りをさせていただきたいと思えます。

まずインセンティブ検討の中長期的なスケジュールでございます。支援証明書については令和 7 年度には本格運用を目指したいと思っております。今年度マッチングと併せてモデル的試行を実施したいと思っております。その他インセンティブ、既存の制度や補助金等の活用、専門家派遣等の伴走支援については、検討、具体化を図りまして、出来るものから順次運用していくこととしております。

次のページ、支援証明書についてでございます。昨年度貢献証書と呼んでいたものですが、第 1 回検討会で名称と位置づけの整理を行いました。実施主体（自然共生サイトの所有管理者）が自然共生サイトの認定申請をして、認定されれば認定証が発行される。自ら自然共生サイトを所有・管理していなくても、支援を実施すれば必要な確認を終えて、支援証明書が発行されることとなります。その際、認定証も支援証明書も TNFD 等への対応に活用できるなら魅力的だという声を、本検討会でも企業の方々との意見交換の中でも頂いております。TNFD 等の情報開示に活用して、投資を呼び込むためには、認定にしる、支援にしる、自社の本業に関連付けるかが重要であると考えられます。こういったストーリー構築は企業等が各自で行う部分はありますが、支援に係るストーリー構築に必要な支援証明書上の記載事項等については、発行主体である環境省が検討する必要があると思っております。今年度の試行的発行を通じて詰めていきたいと考えております。

次のページでございます。7 月の検討会で示している支援証明書のイメージでございます。本紙と別紙で分けておりまして、本紙の内容は支援証明書の発行機関が証明できる内容として、サイトの情報と実際に行われる支援内容です。別紙の方には、地域計画上の位置付けや地域課題解決への貢献などを書ける形、任意で作成するものを想定しております。参考になっているのは J ブルークレジットでございます。実験的にクレジットの購入証書の特記事項として、海辺の藻場や干潟などが有する多様な価値を、経済価値化した数値も含めて記載したところ、特記事項があることで、無い場合よりも取引価格が高くなる結果が出ておりますので、それを参考に別紙も検討している話を 7 月にさせていただいております。

次のページです。こちらは地域戦略の話で、昨年度以来、原口委員はじめ検討会で様々な委員からご指摘いただいているところですが、支援証明書の記載事項の検討を通じて、自治体側で地域戦略等にどのような記載があると企業が取り組みやすいのかといった観点からの示唆も得られると良いのではないかと考えているところでございます。

次のページです。ワーキングの件です。これらの検討を実施するために、第 1 回検討会でマッチングの試行を行っていくことについてはお認めいただいております。そのための投資家目線でのワーキングの立ち上げもお認めいただいております。このワー

キングについては、検討会の下部組織として立ち上げて、9月25日に第1回を開催しております。本日そこで出た議論もご紹介させていただければと思っております。

次のページでございます。自然共生サイトの認定状況についてでございます。報道発表などもしておりますので、ご覧になられている方もいるかもしれませんが、自然共生サイトの認定については運用が始まっておりますので、認定状況の説明をさせていただきます。この中にもある法制度の検討に関しましては、議事3「その他」で説明と質疑応答を実施予定でございます。

次です。10月6日に認定結果を公表させていただいておりますが、122か所を自然共生サイトに認定いたしました。令和5年中に100か所以上の認定を目標に掲げていたのですが、多くの民間企業等からも強い関心を寄せていただきまして、1回目の申請受付にて既に達成をしたというところでございます。

次のページでございます。今回認定された122の前期の申請者の属性を整理したグラフが右にあるものでございます。企業が半分以上を占めている結果になってございます。次からの4ページは参考でお付けしているものでございまして、実際に認定されたサイトのリストですので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。参考でございます。

次、15ページ目です。あわせて、自然共生サイトの認定を受けた方にヒアリングした結果を整理しております。自然共生サイトの認定の活用に関してどういった期待をしているかというところですが、サイトの価値の周知をしたい、企業・地域・組織の価値向上に活用したい、環境関係情報の開示についても活用できれば、というような期待を寄せられているという結果でございました。

次に伺った内容は、自然共生サイトを活用していくにあたって、どういった点が評価されると良いか、望ましいかという項目でございます。自然共生サイトの認定の活用にあたって評価されたい点としては、企業・地方公共団体・NPO等に共通して「生物多様性上の評価」、「生物多様性以外の貢献」が挙げられております。企業においては、それに加えて金融や投資家側から求められる「開示への対応」についても挙げられているという結果でございます。次のページも同じ内容でございます。

そのほか、期待されるインセンティブについても伺っておりますけれども、経済的なインセンティブの付与、税制優遇のほかにも、専門家の派遣・助言などの伴走支援ですとか、保全活動を支援したい者とのマッチングが必要な施策として挙げられておりますので、今検討会で議論しているような内容もまさに含まれていると感じております。

次でございます。ここからが今回特にご確認いただきたい内容でございます。今回の検討会の後に開始をしたいと思っておりますマッチングの試行と、今年度開催をしていく支援証明書モデル的試行ワーキングの実施方針、実施内容について説明をさせていただきます。

まず委員についてでございます。原口委員を座長とさせていただきます。この5名で構成をしております。9月25日に第1回ワーキングを開催して、今後のワーキングの実施方針ですとか、マッチングの試行の実施方針等について議論をしているところでございます。

合計4回開催を考えております。詳しい内容については後程説明をさせていただきます。次でございます。第1回検討会でマッチングと支援証明書の試行を実施していくことを説明させていただいたときに、検討会の中で委員の皆様から頂いたご意見の整理をしたものでございます。これらを踏まえて今年度の試行を実施していきたいと思っておりますが、意見は3つの論点に整理しております。1つ目がマッチングの対象についてです。場所・区分・主体等偏りなく試行をするべきではないかということ。2点目が支援の種類についてです。経済的支援のみならず、人的支援・技術的支援などのパターンも試行してみたいとご意見を頂いております。3つ目が緑で着色している部分ですが、支援の評価についてです。7月の検討会では環境省から支援内容については支援金額などのインプットのみの記載で、そこだけを証明書の発行機関が確認をする形で説明をさせていただいているのですが、やはりそれだけではない評価も、試行の中では色々検討してみるべきではないかというご意見を頂いたと考えております。

次でございます。今回設置したワーキングにおける議論の対象と、マッチング試行の対象の範囲の説明でございます。今回のワーキングの中では、ここでBとCと書いている、支援を受けたい人と支援をしたいと考えている人の間のマッチングをやっていきたく思っておりますが、併せて自然共生サイトの認定を受けた方が、認定自体をどう活用するかというAと書いているもの、認定の活用についても議論の対象としたいと考えております。認定の活用については、既に前期で122の認定があったと説明をさせていただきましたが、そこから認定されたサイトに、活用の議論を一緒にしませんかと、直接のご希望を伺っているところでございます。支援者と被支援者については、この検討会後にマッチングの参加者の公募を実施したいと考えております。支援を受ける方については、既に認定を受けている方に限らず、これから認定を目指す方も含めて対象にして公募をしたいと思っております。

次のページでございます。認定の活用について、今回募集した中では企業が非常に多いというご説明をさせていただきましたが、株式会社で75社ぐらい、合同会社含めて76社の認定がされていることも踏まえまして、今回は対象を絞らせていただいて、TNFDの活用等の観点からの活用事例を作る考え方で、株式会社の75社の方々に対象を絞って、ご希望を伺って認定の活用の議論を一緒にやってくれればと考えているところでございます。一方で、Bとして書いている、支援を受ける・支援をする側のマッチングの方に関しては、特段対象の限定をするつもりはなく、幅広く対象にさせていただければと思っております。実際どのぐらい手を挙げていただけるかがまだ読めない部分もあり、参加してもらうサイトによりますが、支援を受けるサイトの特徴ですとか、支援する内容のパターンについては、検討会の中でご意見いただいたとおり、できるだけ多様な形になるような組み合わせ等を検討したいと考えております。

次のページでございます。支援と支援を受ける方々それぞれに向けた募集要項案として作っているものでございます。今回の参考資料1・2でつけているものが全文でございますが、そのうち応募条件を抜粋したものでございます。ポイントがいくつかありますけれども、右

下の赤字にしている「※支援の実施について」で書いているように、今回はあくまで試行なので、実際に支援が行われることは必須としていないことがポイントでございます。

次のページでございます。支援証明書の対象にする支援が、どういったことまで含むのかという支援の定義についてでございます。これは9月に実施した第1回のワーキングで最も意見が出た論点の1つでございます。環境省としては、当初、経済的リターンを求めない寄付を狭義の支援として、対象を絞って支援証明書の試行をやろうと考えていたのですが、企業の幅広い部門の巻き込み等の観点等からも経済的リターンの有無を問わない投資や融資なども含む広義の支援で、赤字で囲んでいる部分を対象にすべきではないかというご意見を頂いておりますので、今年度のマッチングの試行や支援証明書の検討における支援の定義は広義のものを対象にしたいと考えております。ただ、支援の対象と支援の用途は特定したいと思っております、認定された自然共生サイトにおける当該サイトの生態系の質の維持・管理・向上に資する活動に対する支援であることを条件とすることで進めていきたいと思っております。

次のページでございます。参考として、支援証明書について広義の支援を対象とすることを踏まえて、Jクレジットの制度との比較をしたものでございます。ポイントは赤囲みをしたクレジットと支援証明書を得るための必要な行為についてと思っておりますが、今回検討している支援証明書が、かなり対象を広げて寄付・投資・融資・技術支援と限定をせず発行検討することになるということでございます。

次のページでございます。ワーキングの進め方の部分でございます。ワーキングをこれからやっていくにあたって、ワーキングで何をアウトプットとするのかを確認したいという趣旨でございます。一番右にアウトプット項目を書いておりますが、認定の活用の事例を示すことですか、支援のマッチングの結果、マッチングが成立したところについては支援証明書のイメージを作成すること、あとは自治体向けに、地域計画にどういうことを書けば良いかという示唆、次年度の本格的に試行・運用していくことにあたっての課題整理について、ワーキングの中で議論をまとめていければと思っております。こういったことをワーキングで議論をして、インセンティブ検討会の次回、3月頃を考えていますが、その時にワーキングで議論した結果を報告する形を考えているところでございます。

それを詳しく書いたものが次のページでございます。インセンティブ検討会とマッチングの試行と、ワーキングのスケジュールを時系列で整理をしてございます。今回、青の太字で書いている第2回の検討会の終了後、10月下旬には支援と被支援の方のマッチングの募集を開始したいと思っております。その後3回ほど、11月・12月・2月頃とワーキングを予定しておりますが、手が上がってきた方々のマッチングにより成立した組み合わせで支援証明書の記載事項を検討したり、前期で認定を受けた方々とともに認定されたことの活用事例の整理などを行っていきたいと思っておりますので、その結果を3月の検討会で報告をさせていただいて、その場でご意見を頂く形で進めていければと思っております。

次のページでございます。ワーキングは9月に一度開催をさせていただいておりますので、

そこで今後の支援証明書の記載内容の検討をしていくにあたって、頂いた意見を紹介させていただきます。一番上に書いております共有事項が、先ほど説明させていただいた支援の定義を限定しないでやっていたほうがいいのではないかとことです。その他、検討課題①の制度全体の設計に関する意見として、国の政策や地域戦略との整合性についてですとか、30by30 と民間のファイナンスを繋げて資金需要に繋がるモデルを作成することに意味があるのではないかとといったご意見を頂いております。その他、検討課題②でまとめておりますが、KPI の設定についてもグローバルに開示できるようなインパクトを図れると、民間も活動しやすいのではないかとといったご意見を頂いております。また、検討課題③ですね、環境省が、仮に民間などが支援した時に、第三者として正しい支援であることの保証をしてほしいという意見も出ておりました。他に、次のページに跨りますが、証書の有効期間ですとか、支援証明書の二重訴求、自然資本価値の評価方法、ストックかフローかなどについても、議論・検討が必要ではないかといった意見を頂いております。これらにつきましては、特に①～③の検討課題については、今後のワーキング等でも議論をしながら環境省としてできることや方法はどうか、あるいはできないことなども含めて整理をしていながら、支援証明書の記載事項などの検討について、10 月以降進めていきたいと思っております。説明は以上でございます。

- 角谷座長 はい、事務局、ありがとうございました。それでは、まずワーキングの座長である原口委員から、ただ今の説明についてコメントをいただきたいと思いますが、原口委員、お願いしてもよろしいでしょうか。
- 原口委員 ありがとうございます。先ほどの「支援の範囲」のスライドを投影いただけますでしょうか。範囲の考え方のスライドです。

試行ワーキングの委員の方々は、インパクトファイナンスやカーボンクレジットの実務者、バイオダイバーシティオフセットに関する研究をされてきた方、そういったエキスパートの方でしたが、皆さんが同様に注目したのが、このスライドです。当初の原案では狭義の支援として寄付金額の表示とそれに見合うアウトカム、インパクトとしての面積を表記するような証明書の形式になっていました。ただ、おそらく実務に携わられてきた方からすると、現段階で支援証書を直接的にいくらに対して何ヘクタール保全したというような、インプットとアウトカムが直接紐づける、まさに J クレジットの証書みたいなものにするのは適切ではないだろう、というご意見でした。

支援の形はここにあるようにファイナンスであっても投資や融資、モノを販売するなど、ファイナンスの仕方は色々あるため、いくら寄付したらいくら保全しているとか、いくら寄付したらそこで GHG (Green House Gas : 二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス) が吸収しているというようなものを想起させるような表記は、現段階では適切ではないだろうというご認識であったらと私は理解しております。そのため、今回の対象は多様な支援を可能にする、それを表記するというのと、実際にサイトから出てくるアウトカム、環境とか社会に対するポジティブインパクトを直接紐づけるような表記にはしないということです。

そこが一番委員の方々からご意見が強く出たところであるため、ワーキングとしてはマッチングの試行はこのスコープでやっていきたいというふうに考えています。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。一つ確認させてください。支援とアウトカムやインパクトなどを紐づけないという趣旨のお話がありましたが、この点についてもう一度ご説明いただけるとありがたいです。
- 原口委員 現段階では技術的に紐づけを想起するような表記にすることは妥当ではないだろうという考えを委員の皆さんはお持ちだと思います。支援する方としては非常に短絡的にいくらに対していくらインパクトに貢献したみたいな表明をしたいと思います。しかし、自然共生サイトの認定を取得した企業であっても、これから TNFD の開示にそれをどう紐づけていくかという段階です。

先般も TNFD からグローバル・コア・ディスクロージャー・メトリクスが開示されましたが、面積や GHG の吸収や水源涵養効果のような生態系サービスのフローへのインパクトというようなものもあり、この辺が整理できていない段階で支援証明書の中に色々直接紐づくような形で書いてしまうと、おそらく自分たちはこれだけお金を出してここの生態系サービスの改善、ポジティブインパクトにこれだけ貢献しましたというような表記や表明を強要してしまうようなところもあるのかなと考えています。そのため、直接的にはまだリンクできないだろうということです。

- 角谷座長 はい。分かりました。ありがとうございます。原口委員、ありがとうございます。

それでは委員の皆様方から本議事につき、質問、意見を頂きたいと思います。チャットボックスに発言される旨を書いていただけると、見逃しが無いと思いますので、そのようにお願いできればと思います。私から順次ご指名させていただきます。それではご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

はい。高川委員、ご質問ということをお願いいたします。

- 高川委員 はい。ご説明ありがとうございました。この資料の 24 ページの図について私の理解が及ばなかったもので、もう一度お伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。「3-4. 自然共生サイト所有・管理者および支援・被支援者の対象」です。上の四角の括弧書きの中に「自然共生サイトを所有する株式会社を対象とする」と書いてありますが、理解できませんでした。支援者・被支援者ともに株式会社がマストということか。もう一度説明いただいてよろしいでしょうか。

- 渡邊室長補佐 ご質問ありがとうございます。A の話と B の話が少し違う話になっておりまして、まず B の方は支援を受けたいと思っているサイトの方と支援をしたいと思っている方、双方とも特に対象は絞らず、誰でも支援を受けたり、誰でも支援したり、と対象を広く取っておりますという話であります。A の方は既に自然共生サイトの認定を受けている方を対象にして、認定されているという事実自体をどう活用するかということの議論をワーキングの中で扱っていきましょうということを考えております。もちろん色々な方々が認定



された事実を活用すると思いますし、可能性がたくさんあると思いますが、ワーキングの中で議論する対象としては、投資家の方やインパクトファイナンスを専門とされる方が委員として参加しているという場でもありますので、株式会社、企業の方々がそれをどう情報開示につなげていけるかを重点的に議論するというのを今年度はやりたいという説明でございます。

■ 高川委員 分かりました。ありがとうございます。Aについては支援証明書の話は含まれてないという話でしょうか。

■ 事務局 はい、含まれないという話です。分かりにくく、すみません。

■ 高川委員 分かりました。ありがとうございます。

■ 角谷座長 それでは次に佐藤委員から質問ということでチャットにいただいています。お願いします。

■ 佐藤委員 ありがとうございます。2点質問がございます。もしかするとこれから詰めていくことなのかもしれませんが、支援を受けた実施者がどのように支援金を執行したのかという報告はどういうイメージで考えていらっしゃるかという点が1点目です。今回はどういうふうに使ってほしいという支援者側の意向をかなり詳しく聞いていますので、ちゃんとそのように使ったのかどうかというのは誰がどのように報告、確認するイメージかという点が一つ目の質問です。

もう一つはマッチングの実施のタイミングをどれくらい高頻度にやるのかという点で、年に1回くらいをイメージしているのか、あるいは年2回なのかという点です。特に私がもし出来たら良いと思うことは、自然共生サイトは今後地震とか台風とか、突発的な想定外の被害を受けることがあると思います。そういうときにフレキシブルにマッチングが出来たら非常に良い制度になると思いますので、どれくらいの頻度でマッチングを実施していくのかということについて教えていただければと思います。以上です。

■ 角谷座長 分かりました。このご質問は事務局からでよろしいですか。

■ 浜島室長 はい。浜島です。ありがとうございます。まず1つ目の佐藤先生のご指摘です。どれも詰め切っているわけではなくて、これから検討しなければ、という段階ではありますが、1点目の支援金が正しく使われたかについては、支援が適切に自然の保全に結び付いているかということを事務局の方でも被支援者の方に確認をするというプロセスが必要だろうと思っています。

2点目のマッチングの頻度については、令和7年度に本格施行した後は、望ましくはポータルサイトのようなものを置いて、随時、皆様それぞれ好きな時にマッチングできるというふうにしたいと思っておりますので、ご指摘のあった大災害の後に、ということは確かにあるかなと思いますが、恒常的に可能にしておくことを考えております。

■ 佐藤委員 ありがとうございます。恒常的ということならば、突発的な際にも対応できると思います。

■ 角谷座長 次、後藤委員からご質問ということで伺っております。よろしく願いいたしま

す。

- 後藤委員 ありがとうございます。スライドの 26 ページの「広義の支援」、「狭義の支援」のスライドなんですけども、先ほどのご説明ですと、支援自体が経済的な支援だけではなく、人的な支援とか、技術的な支援もあったと思いますので、それを含めて「広義の支援」に入るという理解で良いでしょうか。まず 1 点です。
- 渡邊室長補佐 おっしゃるとおりのご認識でございます。ここは経済的支援についての狭義、広義ということで整理していますが、経済的支援は広義、プラス人的支援も、技術的支援も含めて全部支援というふうに考えてございます。ご認識のとおりでございます。
- 後藤委員 分かりました。ありがとうございます。もう一点あります。インパクトの整理がないままに直接的に紐づけると、逆に過大な評価がされるということに対する懸念があると理解しましたが、逆にどのようなステップを踏んでインパクトを記載するような方向に持っていくのか、という議論は何かされたのでしょうか。どのようなご議論があったか教えていただけますでしょうか。
- 角谷座長 はい。お願いします。
- 浜島室長 その点はワーキングの場でもご指摘ありましたし、角谷座長からも日ごろ色々な場面でご指摘いただいているところでございます。おっしゃるとおり、いきなりアウトカムとしてインパクトを出していくことは難しいかなと思っています。そのため、まずはインプットとして、いくら支援、何人の支援、どんな技術の支援をしたかというところを書き込んでいって、モニタリングなどを通じて、それがどういう質の向上につながったかということを少しずつ評価として積み上げていくことによって、だんだん投資家の方が判断できるような、これぐらいの支援をするとこれぐらいのインパクトが出るんだなという、実績がだんだん積みあがっていくようなイメージかなとは思ってございます。
- 後藤委員 評価をこの何年間かの試行の中で順次積み上げていくと理解しました。
- 浜島室長 そうですね。ただ 2 年の試行ではそこまでは積み上がらなくて、開始されてからも試行錯誤が続くかとは思ってはおります。
- 後藤委員 はい、ありがとうございます。
- 角谷座長 他の委員の方から、質問の希望がありませんので、私から再度お聞きします。今の見せていただいている (26 ページの) スライドに関係してです。この上の囲みの中の「ただし」と始まるところで、用途を保全に役に立つものに限定する、特定するということの記述があります。これは、支援証明書には書き込まないけれども、インパクトについてはちゃんとチェックをするというような内容に見える。そうすると、認定機関が都度判断するようなイメージで、それを支援証明書に移していくような想定でしょうかという質問です。
- 渡邊室長補佐 はい。ありがとうございます。こちらに書いた 2 点目の「ただし」以降の記述の意図は、広義の支援として投資、融資や販売などが含まれると、自然共生サイトの対象としているものも対象にしていないものも色々なものを含んでしまい、支援証明書の対象が判断できないことになってしまうことを危惧したための記載です。支援の対象と使い道

は自然共生サイトの維持、管理、向上に関してであること、つまり、目的の部分の確認という意味で書いております。結果として必ずしもインパクトがあった、追加性があったということまでを確認するというイメージではありません。

- 浜島室長 後、事務局が確認するののかという点は、手続の過程で事務局側が被支援者側に確認するというプロセスは必要と思っておりますが、まずは相対でのやりとりというのを想定しておりますので、まずは支援者と被支援者の間でこれに使うよというやり取りがなされてから事務局に申請が来ると考えております。

- 角谷座長 はい。ありがとうございます。長谷川委員から発言ということで伺っております。よろしく願いいたします。

- 長谷川委員 ご指名、ご説明ありがとうございます。いくつか意見があります、先ずは3ページ目です。認定証と支援証明書を概念上分けて考えるということは良いと思いますが、今の自然共生サイトは所有・管理者が自分で費用を出しながら維持・管理している場合が多いと考えられます。それゆえに例えば19ページにあるような支出に係る税制優遇を求める声もあると思っております。ところが自然共生サイトの所有・管理者は、今の建付けだと認定証だけしかもらえず、支援証明書はもらえないこととなります。所有・管理者は支援証明書がもらえないことは、同じ金銭等を支出しているにも関わらず、支援証明書がもらえる支援者に比べ、公平性に欠くように思います。このような制度で良いのでしょうかということが1点目の意見です。

2点目は、TNFD対応と書かれていますが、TNFD対応とは具体的にどのようなことを指しているのかについて教えていただければ、と思います。

3つ目は、24ページで認定の活用は「株式会社に限る」と書いてありますが、先ほどの説明では、今回の認定に合同会社も含まれていたとのことなので、株式会社に限らず営利法人一般を対象とするのが良いと考えますが、その点はいかがでしょう、という点です。

4つ目は、26ページに記載の支援の中身を多様なものにするには賛成ですが、そのことは、例えば22ページの一番下の②で「支援の種類は限定しない」と書かれていることや、4ページの証書の真ん中より少し下で、※印で「非金銭的支援の場合はその内容を記載」と書いてあることと、整合していると理解して良いのでしょうか、という点です。

最後に、5点目です。先ほどのアウトカムと成果の紐づけという議論がありましたが、その話と4ページの下の特記事項の関係はどう理解すれば良いのでしょうか。特記事項そのものが、支援をしている人が自らこんなアウトカムがありますと表現できる部分ではないかと理解しましたが、間違いはないのでしょうか、という確認です。

- 角谷座長 はい。ありがとうございます。事務局、この点、いかがでしょうか。

- 浜島室長 ありがとうございます。まず1点目にいただいた認定の方へのメリットですが、認定証をTNFDで開示して投資家の目を集め、資金を集めということと、支援証明書をどのように開示して資金を集めるということ非常に近いと思っております。そのため、認定証も同じようにTNFD等の情報開示で活用できるようにという趣旨で、ワーキングにおいて支援

証明書（マッチング）だけではなく、認定証の活用もご議論いただこうとしているという状況でございます。

2点目です。事務局として考えている TNFD 対応というのは、リスクや機会の面でどのように自然共生サイトの認定、あるいは自然共生サイトへの支援を本業でどう位置付けているかということを書き込むことを考えております。

3点目。株式会社に限った理由は、今年度に関しては自然共生サイトの認定に対して TNFD への対応ということを念頭に置いたときにどのようなストーリーを作り込みするかという観点からです。TNFD 対応をすることが見込まれる方ということで株式会社の方というふうに考えております。

4点目。多様な主体の支援に関する記述が各所にあるが、それぞれが整合しているという理解で良いかという点は、ご認識のとおりでございます。非金銭的な支援、いわゆる人・モノ・金、どの支援でも支援証明書を発行しうると考えてございます。

5番目。4ページの特記事項とアウトカムが同じことかというご質問をいただきました。そのとおりでございます。特記事項に最初からアウトカムっぽいものを書けるサイトもあれば、そうでないサイトもあると考えています。例えば 100 万円支援しますということしか書けないサイトもあると思います。でも少しずつ、例えば自然共生サイトがある自治体が地域戦略に例えば地図上でちゃんと位置づけられたというようなことがあれば、特記事項の例に書いてあるような追記ができてくるようになってくるという形で、だんだんアウトカムやその他の情報も含めて積みあがってくるようなイメージを考えてございます。事務局からは以上でございます。

- 原口委員 原口から少し補足させてください。環境省で自然共生サイトと TNFD 開示の紐づきをアジェンダとして挙げていますが、自然共生サイトの認定を取得される企業の皆様は TNFD に非常に関心が高いということ、30by30 アライアンスが立ち上がったころから感じております。ただ TNFD の開示は自然共生サイトの認定を取得して、その一つのサイトを情報開示して、その企業のアクションがポジティブだというふうに評価されるような簡単なものではありません。ただ、何か良いネタないだろうかというふうにも実務担当者の方がお考えで、開示のときの自然共生サイトが何か使えるネタになるのではないかとこの憶測の下で皆さん 30by30 アライアンスに入って来られています。そのため、やる気をそがないようにこういう前提条件があれば、TNFD の開示内容が投資家から見ても意味のある開示であるという繋がり、ストーリーをこの検討会なりワーキングの方で作らないといけないと考えています。TNFD のグローバルコア開示指標の中でも、土地利用の変化、面積での貢献ということで、GBF のターゲットの達成に貢献するというのが、TNFD のターゲットセッティングにもつながります。30by30 に対して、日本の自然共生サイトという制度の中で我々は自分たちが持っているサイト、イコール、ダイレクトオペレーションで 30by30 に貢献していますとなります。自社サイトで自然共生サイトの認定証を獲得しているということは、エビデンスとして TNFD のパーツとして使うことは現段階でも妥当です。

支援証明書でアウトカムの表現をワーキングでも一足飛びで紐づけないとした理由は、支援証明書を取る企業などは TNFD に使えないかという意図で支援しますが、どこかの里山の活動を支援しますということは、自分のサイトではないということが課題となります。自分のダイレクトオペレーションの場所ではなく、自分の本業に全く関係のない里山に寄付するという今までやってきたような企業の森のようなものでは、TNFD の開示の中では全く意味のない情報になります。そのため、支援も例えば自社の工場があるところ、工場があって自社の工場敷地では保全活動は出来ないのだけれども、その上流域で例えば水源涵養であるとか、土砂災害を防止しているような価値のある地域、例えばサントリーさんがやっている水源の森活動などがまさにそうですけれども、自分たちの事業のリスク・機会につながるサイトを支援していますということは、支援証明書を開示のネタとして使える可能性がある。使える可能性はあります。ただし、やはり他人地のため、そこにいくら貢献して、どういうインパクトにどれぐらい交換したかということを現段階で簡単に紐づけられない。紐づけてしまうと、当社の場合は、個々の何ヘクタールの保全に貢献していますとか、何リューベの水源涵養に貢献していますというような表現に走ってしまい、同じ場所に複数企業や複数の団体に寄付したときの2重カウントの話も出てきます。そのため、支援の内容とアウトカムの定量的な表現を紐づけるということは、現段階ではグリーンウォッシュを後押ししてしまうようなことに結果的になりかねないので、慎重に定性的な表現から初めて最終的に定量的な表現まで持っていくというように、段階的にやる必要があるということが背景にあります。以上でございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。よろしいですか。私は今の話、よく分かりました。そうすると、マッチングをするにしても支援をしたい側がどういう観点でマッチング相手を探せば良いかというようなガイドライン、まさに TNFD に使いたいのであれば、どういう観点を支援相手、被支援先を選ばなければいけないかという考え方を分かりやすく示すことも大事なかなと思いました。ありがとうございます。長谷川委員、よろしいでしょうか。
- 長谷川委員 はい。後で発言させていただければと思います。ありがとうございます。原口さんもありがとうございます。
- 角谷座長 それでは後藤委員からご意見ということで伺っております。よろしく申し上げます。
- 後藤委員 ありがとうございます。意見を言おうと思いましたが、ほとんど原口さんからご回答いただいた内容が意見というか質問へのお答えだったかと思えます。紐づけの問題は事例を重ねていくというのも重要だけれども、どういうストーリーで開示に持っていくところを見据えていかないといけないと理解しました。グリーンウォッシュに対する懸念の払しょくというのも大事だと思いますが、逆にその内容の情報の開示で支援サイト、マッチングの購入側にとって十分な情報なのか等、様々な課題があると思えます。支援証明書を作ったばかりに、別の媒体に色々なことが書けなくなるというような、逆のこともあろうかと思えますので、ガイドライン作りなどをしっかりとやっていかないと、何かもやっ

とした支援証明書になってしまうと思います。ガイドライン作りをしっかりとご検討いただければと思います。以上です。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局、今いただいたご意見に関して何かありますか。お願いします。
- 渡邊室長補佐 後藤委員もありがとうございます。後藤委員のご発言の主旨の確認ですが、ストーリーを構築するに当たって、これに書くことによって別に書けなくなるなどのリスクもあって、ガイドラインが必要というようなお話でしたが、そのご懸念を詳しくお聞かせいただけますか。
- 後藤委員 この支援内容をどうやって表現するかというストーリーというのではなく、支援証明書にアウトカム、インパクトを記載していくために、どうやって作っていくかという意味のストーリーです。そのため、色々事例を積み上げていくということもあるし、海外の制度や事例を参考にガイドラインを作っていくの工夫があるのかなということでストーリーと申し上げた。
- 角谷座長 事務局、いかがでしょうか。
- 渡邊室長補佐 ありがとうございます。主旨が分かりました。ありがとうございます。
- 角谷座長 今のご発言はご意見としてうかがうことでよろしいですか。
- 渡邊室長補佐 はい、検討したいと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 それでは次に高川委員からご意見ということで伺っております。よろしく申し上げます。
- 高川委員 ありがとうございます。インセンティブのための支援証明書の発行を国としてどこを目的に置くかをはっきりさせた方が良くと思っています。登録したいサイト数を増やしたいのか、1サイト1サイトの支援をすることでクオリティを高めたいのか。あるいは両方なのかというのも整理した方が良くと思います。例えば企業が1,000万円を寄付する際に、1サイトに100万円に分けて10年間寄付するのか、10サイトに100万円寄付するのを選ぶことになると思いますが、今は支援証明書の中に面積の表記が一つのアウトカムになりうると思います。そのため、企業として1,000万円を100サイト、何ヘクタール支援できましたと言いたいところは小分けにすることになるかもしれないため、国としてどういうことを延ばしたいのか、という点は慎重に議論した方が良く考えます。支援証明書に面積を記載するか否かも検討した方が良くと思いました。

後は細かい意見ですが、例示されている支援証明書の支援期間が3か月と短いですが、基本的には2030年という目標がありますので、なるべく長期のご寄付、支援を得るようになるための制度であるということは打ち出した方が良くと思います。先ほど原口さん、角谷さんの意見があったとおり、TNFDとOECMがどう結びつくのか、今のところほとんどの方が分からないところですので、どういった業種がそれに結び付きやすいか、例えば流域の地図を載せておくなど、どういった呼びかけや情報提供があればマッチングの数が増やせるかということも、ワーキングの議論の議題にさせていただけると良いのではないかと思います。以上

です。

- 角谷座長 ありがとうございます。ただ今のご意見、事務局からですかね。

- 浜島室長 はい、ありがとうございます。

一点目の支援証明書の発行目的なんですけど、おっしゃるとおり慎重に考えてまいりたいと思います。作り込みながら考えていくところもありますけど、現時点では、基本的にはまず自然共生サイト自体の目的があって、支援証明書は自分で土地を持っていない人でもそれに参加が出来るというところにポイントがあると思っております。そのため、サイト数を増やしたい、クオリティを高めたいという目的はもちろんありますが、まずは自然共生サイトへの関わり方の多様化というのが一つ目的にあると考えております。1点目へのご回答です。2つ目は長期の寄付が引き出せるようにした方が良いというご意見は、そのとおりでございます。例示が3か月になっており、ふさわしくなかったかもしれません。申し訳ありません。例示を含めて検討いたします。

TNFDとOECMの関係は、先ほど原口先生からもいただいたように、かえってリスクを負うような開示をされてしまわないように気を付けなければいけないため、ガイドライン等で少し誘導のようなことをしっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。それでは長谷川委員からご発言ということで、よろしくお願いたします。

- 長谷川委員 先ほどの質問に関連した意見と質問になります。

認定証と支援証明書の話ですが、認定証は、あくまで基準を満たして管理されているサイトであることの証明であり、その管理にどのくらい支出していたかという証明ではないはずなんです。例えば社有林を保有・管理しているケースの場合、今の認定証では管理のためにこれくらい支出していますということが明確に分からないものとなっていると理解しており、その点において、所有者は認定証だけで良いのかという点が気になります。そのため、概念を整理するとともに、管理者も相応の費用を負担しているということがしっかり評価されるような制度にした方が良いと思います。

2点目は、4ページについてです。アウトカムの議論からすると別紙は書くな、ということなのではないでしょうか。それとも支援している人が主観的にそう思っていることは書いても良いということなのではないでしょうか。ワーキングの委員の方々や事務局としてのお考えを、教えてください。自分たちの主観で書けてしまうこと自体がグリーンウォッシュを助長するというところで、止めた方が良いという議論なのかどうかを確認させていただければと思います。

3点目です。株式会社に限るという話でTNFDを念頭に置くので株式会社ですという回答でしたが、直接金融だけではなく融資のような間接金融もTNFDの対象になると理解しており、なぜ株式会社に限定したのか依然として理解できていません。株式会社に限定せず、広く営利法人で良いと考えます。

4点目は、以前の検討会で申し上げたこととなりますが、TNFDを意識し過ぎるとCSR的な資金が行かなくなるという状態となり、それはそれで問題になると感じています。結論はな

いのですが、気を付けて議論した方が良いと思いました。

5 点目。こちらは些細なことですが、26 ページの寄付のところに書いてあるのは、投資家ではなく支援者ではないか、という確認です。

6 点目は 27 ページの J クレジットとの比較が記載されていますが、CO2 削減そのものがクレジットの根拠になると思っておりますので、今の資料の表現はやや誤解を招く表現かなと思いました。

以上、申し上げます。よろしく申し上げます。

- 角谷座長 ありがとうございます。まず原口委員から補足があるということですので、お願いできればと思います。

- 原口委員 ありがとうございます。今の長谷川さんのご意見、質問にも関係すると思います。確かに現段階では J クレとの比較は誤解を招きかねない。今回の支援証明書は J クレジットのように、バイオダイバーシティのクレジットに相当するかのように見える。将来的には可能性はなくはないと思いますが、現段階ではそういったものではないということは先ほどから議論しているため、このスライドはハイライトしない方が良いと思います。あくまでもプレミナリー（予備的）に検討しましたというものだと思います。

もう一つ。支援証書は長谷川さんがおっしゃるとおり、必ずしも上場企業が自社サイトもなく、自分達のネイチャーネガティブを保証するためにこういった寄付をしますというような事例だけではなく、地元企業が地域を応援するために寄付しますとか、ボランティアしますという活動がやはりメインであるべきではないかと思っています。ただ、使い方としては開発事業者などが自分達のネガティブインパクトをオフセットするためにこういう措置を欲しがっているという現実がありますので、例えば自分達が開発しているサイトの近くでこういったところがあると、そこに寄付をすることで、うちは「オフセットしています」というような表明に使われる可能性は十分に想定しておく必要があります。一方で TNFD はミティゲーションヒエラルキー（環境保全措置を検討する際の優先順位又は階層）にのっとり、出来るだけオンサイトでリスクをミティゲイト（緩和・軽減）した最終手段としてオフセットやクレジットという手段を採用するのは致し方ないとしています。努力をせずに支援証書を使って、お金で解決するようなアクションを開示すると、ある意味投資家側が理解していれば、逆にこの会社は分かっているというネガティブな評価に結び付きかねない。そのため、安易なバイオダイバーシティオフセット的なものに支援証明書が使われないように、活用マニュアルを用意し、そういったアクションに使われないような証明書の設計にしていく必要があるということ、付け加えたいと思います。

- 角谷座長 ありがとうございます。それでは長谷川委員からの他の質問を含めて事務局から。3 番目と 6 番目あたりは原口委員からお答えいただいたように思いますが、いかがでしょうか。
- 浜島室長 ありがとうございます。それでは事務局から 1 番目、2 番目、4 番目及び 5 番目をお答えいたします。



1 番目。認定証と支援証明書の違いです。かかっているコストに関して認定証の方だけでなく、支援証明書だけ表現されるのはどうかというご質問です。支援証明書もサイトにかかっている管理費全てを記載するわけではなく、あくまで支援した額のみ記載され全体像ではありません。もし認定サイトをお持ちの企業が自分のサイトに保全するのにどれだけお金がかかっているのかを PR されたいということであれば、TNFD 等の開示の中でお書きいただければと思っております。

2 目。4 ページ目の特記事項。色々パターンがあり、決定できていませんが、イメージは説明の中で渡邊の方から申し上げたとおり J ブルークレジットのイメージです。つまり任意で論文などの裏付けを被支援者が提示するようなことを J ブルークレジットでやっておりますため、そのようなイメージで持っています。色々今ワーキングの中でご議論いただきながら、こういう項目がふさわしいということだけ国が決定するのか、あるいは中身まで見るのか、色々なグラデーションがあるのだらうと思っております。

4 番目。CSR 的なものが消えないようにという点でございます。おっしゃるとおりで、CSR を押し出すつもりは全くありません。支援証明書や認定の活用という議論の中で、儲からなければ駄目だとか、本業に結び付いていなければ駄目だとかと、投資家の目を引かなければならないとか、そういったメッセージにならないようにご指摘踏まえて重々気を付けたいと思います。

5 番目。狭義、広義のスライドで「投資家」が「支援者」の間違いではないかという点はそのとおりでございます。

- 角谷座長 お願いします。
- 渡邊室長補佐 1 点だけ補足させていただきます。25 ページの募集要項について、今回マッチングの試行において、TNFD への対応も視野に取組の意思があることと条件に書いていますが、TNFD への対応を目的とするものに限らないことも支援者の応募条件に書いております。先ほど原口委員もおっしゃっていたような、地域貢献で地域のために何かしたいと思っている企業や、CSR 的に何か支援をしたいという方たちも自然共生サイトの支援にはご参加いただいたり、一緒に取り組んでいただいたり、ということも実施していきたいと思ます。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは委員の皆さんからのご発言希望は以上となりますので、議事 1 についてはこれで議論を終わりたいと思います。

## (2) その他インセンティブ施策について

- 角谷座長 それでは続きまして議事の 2 番目に進みたいと思います。「その他インセンティブ施策について」ということで事務局から説明したいと思います。
- 渡邊室長補佐 はい、ありがとうございます。それでは資料 2 の「その他インセンティブについて」、引き続き渡邊より説明をさせていただきます。  
支援証明書以外の様々なインセンティブ施策は、随時検討を進めながら、出来るものは施行

や実施をしているものでございます。今日は赤字で書いている 2 点について、現時点の進捗状況の報告をさせていただければと思っております。

次のページでございます。1 点目が、伴走支援策と呼んでいるものですが、自然共生サイトをより持続可能なものにしていくという観点で、伴走支援大事だよねということをお本インセンティブの検討会・OECM 検討会等、色々な場でご指摘を頂いているところでございます。伴走支援の一環として、サイト認定に向けた支援、あるいは認定後にさらに適切なモニタリングを行っていくための支援として、専門家の方々にご助言を頂ける機会を設ける仕組みも今、環境省として検討している最中でございます。今年度は、制度設計に向けて自然共生サイトの申請を検討している方々に専門家の派遣を行う試行を行う予定でございます。将来的に、ここに書いているイメージ図のように、地方事務所などを介して、申請認定を目指す方が適切な専門家にコンタクトをしてアドバイスを頂ける体制を作り、そこにアクセスできるためのポータルサイトを構築できればと思っております。さらに、この将来イメージに向けて、試行を通じてこのような相談の実績を蓄積して、本制度を運用しているために必要なマニュアルなどの検討を進めながら、全国各地でご協力いただけるような専門家にも共有させていただくことを目指していきたいと考えているところでございます。

次のページです。今年度の試行の内容でございます。今年度の試行のスケジュールは下記に示している通りでございますが、地方事務所と連携して、3 件程度ではございますが、選定したサイトを対象に専門家の派遣を試行する予定でございます。現在、派遣にご協力いただけたような有識者の方にお声がけをさせていただいているところで、年度内に、実際に選定したサイトに派遣をして、その後派遣されたサイトの管理者の方と、行っていただいた有識者の方双方に課題の引き取りのヒアリングなどを行いたいと思っております。また、派遣される有識者の方々にとってもどのような観点からアドバイスをした方が良いかということのガイドラインや、地方事務所が間に入って適切な専門家を紹介するためにもどのような情報を双方に事前整理することが必要かといった地方事務所向けのマニュアルの作成なども必要と考えておりますので、そのようなところの作成に今年度着手していければと考えているところでございますので、アドバイスなどあれば頂ければと思っております。

次のページでございます。もう 1 点、既存の補助金・税制の活用に係る調査をやりようと思っております、という話です。第 1 回の検討会でも委員の皆様からアドバイスいただいたところでございますが、各地方自治体においても、既存の補助金・地方税の免税制度のうち、緑地や自然環境の保全に資する制度の情報を取りまとめてはどうかというご意見を頂いておりました。この点について、今年度中に対応したいと思っております準備を進めるところです。今回インセンティブの検討会の委員にもなっている、生物多様性自治体ネットワークに加盟する名古屋市さんにもご協力をいただきながら、自治体ネットワークに加盟する地方公共団体を対象として調査を実施予定でして、結果をまとめて環境省のホームページで公開して、認定を目指す方や認定された方にお使いいただけるようにできればと思っております。

おります。なお、国の制度に関しては、既に関係省庁で取りまとめている資料もありますので、整理しまして、関連リンクとして一緒に載せるなどして、色々な方々がこのような自治体や省庁が持っている制度が見られるように情報の整理を今年度できればと思っているところでございます。説明は以上でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。原口委員から先ほどの議事について、環境情報科学に書かれた論考のご紹介いただきました。「30by30 目標が、日本企業の自然関連リスクマネジメントの目標設定に貢献する可能性について」([https://www.jstage.jst.go.jp/article/eis/51/4/51\\_56/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/eis/51/4/51_56/_article/-char/ja/)) ということで、このチャットボックスはおそらく皆さんに見えないと思いますので、参考資料に後程入れておくなど、事務局、対応をお願いします。
- 事務局 はい、承知いたしました。
- 角谷座長 はい、よろしく願いいたします。議題2の方に戻ります。事務局から説明いただいた内容について、質問、ご意見等がありましたら、ご発言をよろしく願いいたします。高川委員、ご意見があるということなので、お願いいたします。
- 高川委員 意見です。そもそも保全上大事な場所を自然共生サイトにするということを忘れていただきたくないと思います。その上で重要なのが公有地です。都市公園や青少年施設、動物園など、かなり重要な場所がいろいろありますので、そのインセンティブも大事だと思っています。おそらく一番おいしいサービス、インセンティブというのはやはりモニタリングの手法が明らかになることや、体制構築の支援が得られるということだと思います。生物多様性センターでモニタリングサイト1000が実施されていますので、多様性センターや、モニタリングサイト1000に協力されている市民科学の団体と意見交換をしながら、どういった業務がセンターの方でも立ち上げられるかというのを検討いただければ良いのかなと思っています。  
専門家の派遣については、生態学会にも協力が得られると思いますし、窓口は生態系管理専門委員会になるかと思っています。そういったところとの情報交換をしても良いと思います。  
あと、国立環境研究所が事務局をされている、JBON、日本生物多様性観測ネットワークですかね、角谷さん。
- 角谷座長 はい、そうです。
- 高川委員 JBONとも何か連携できるのではないかと思いますので、連絡を取られたらいかがかと思っています。以上でございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
- 浜島室長 2点とも関係者と相談して対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは、佐藤委員からご質問ということでチャット入っています。お願いいたします。
- 佐藤委員 今、高川先生が色々と情報提供、ご提案いただき、良いと思います。ただ、専門

家や有識者はどんな人なのかなと思っています。今の話だと生態系の状態を評価、コンサルができる生態学者みたいな人をイメージしているのかなと思いましたが、もっといろいろなニーズがあると思いますので、どのようなタイプの専門家や有識者を派遣できるかというリストみたいなものがあると色々なニーズに対応できていくのではないかと思います。そのため、もう少し有識者・専門家の像みたいなものをお示しいただけたらと思いました。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。この点、事務局からいかがでしょうか。
- 浜島室長 はい、ありがとうございます。佐藤先生、おっしゃるとおりです。先ほど高川委員の方からもご紹介があった生態学会やJBONの方々など、いずれ自走する時にはリストが例えば Web サイトに載っていて、その人たちに直接お願いができるような状況になれば良いなと思っております。将来イメージとして書いております。今は試行ということでやっており、地域の保全もちろんですが、自然共生サイトの認定等に向けた支援や、あるいは認定後の適切なモニタリングという観点で実施しております。そのため、まずは自然共生サイトの認定の基準からみてどうかということをご判断いただく方とっております。その上で、今回の試行の中ではどのような課題があるかを地方事務所に協力してもらって洗い出した上で、その課題に合った方を派遣するような形で少しずつ、この上のボックスの 4 つ目を書いてあるように必要となるマニュアルの検討整備などを進めながら、混乱のないようにやっていきたいと思っております。
- 佐藤委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは長谷川委員からご発言ということで伺っております。お願いいたします。
- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。その他のインセンティブについても色々ご検討いただき、ありがとうございます。例えば自治体の支援やマッチングなどはデータベースみたいになると理解しましたが、マッチングとその支援は出来るだけ一覧性があって、使いやすいものにしていただきたければと思います。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局、よろしいですか。
- 渡邊室長補佐 はい。ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。まさにそのマッチングのために必要な情報や、専門家派遣、自治体が持っているような情報などがまとまった、支援に関する情報をまとめたポータルみたいなもの作っていただければと考えております。以上でございます。
- 角谷座長 まだ若干時間ありますが、ご発言希望される委員の方、いらっしゃらないですか。先ほど高川委員が既に発言いただいた JBON、Japanese Biodiversity Observation Network という日本生物多様性のモニタリングに関わる個人、団体、機関のネットワークがありますので、伴走支援の専門家派遣などである程度仲介ができるかな、連携ができるかなと思います。それでは他に発言ご希望がないようですので、それではこの議事は終わりました。次の議事に進みたいと思います。

(3) その他について

- 角谷座長 議事の 3 番目はその他についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。
- 小林課長補佐 環境省の小林から、報告させていただきます。資料 3 です。民間等の活動促進に関する認定制度の検討状況についてご報告します。

先ほど議事 1 で渡邊からもありましたように、自然共生サイトについて、今月の 25 日予定ですが、第 1 弾の認定として、122 箇所認定することが決まりました。これで当初目標としていた 2023 年に 100 か所以上の認定は達成できたということになります。今年目標は達成しましたが、これで現状満足するのではなく、さらにネイチャーポジティブの機運が高まっているこのタイミングを逃すことなく、制度をより改善していきたいと思っています。というのも、まだまだ課題があると考えております。例えば 1 番目、自然共生サイトは生物多様性の価値を有する場所を捉えていく制度で、これは現状で良い所をきちんと押さえて維持し、更に上げていくことは有効です。一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、生態系の回復や新たに緑地を創出する現在から未来に向けての活動をさらに後押ししていくことが重要だろうと思っています。そのようなことを考えてくると、森林、里山、都市、沿岸、そして生態系の回復、それから新たな緑地創出などを含めると、それぞれどのような目的でやるのか、それに応じてどうしていくかといったような、望ましい活動のあり方を示していくことも重要だろうと。そのような時に、特定の場所に着目し、その場所での活動を促進していく制度ですので、地べたを所管していく省庁、特に農水省さん・国交省さんとの連携が非常に重要であろうと。ここをより一層深めていくことが重要だろうと思っています。この制度はもとより、それぞれのみどり戦略であったり、グリーンインフラ、まちづくり GX という各省の政策との連携という観点も非常に重要になってくると思っています。こういった保全活動を通じて、地域活性化、地域の課題解決、今日議論で多くあった情報開示の対応、手続きでのスピーディー化、効率化も必要だろうと。こ制度化することによって、これらの課題を解決していこうといった意味で、今年の 8 月に環境大臣から中央環境審議会に諮問を行いまして、8 月に自然環境部会を開催し、自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会を設置することが決まりました。ネイチャーポジティブの実現に向けた民間の活動促進がありますが、この小委員会では、ある特定の場所における活動、民間等の活動を促進するために認定制度をどう発展させていくかという議論をしています。そういった時に少し視点を変えようと思っています。今の現行の自然共生サイトは大きく 4 つの基準からなっています。区域、ガバナンス、生物多様性の価値、そして活動の内容。全部見てはいますが、その場所の状況はどうか、というところに着目をしています。他方で 2 番目ですが、ネイチャーポジティブの実現に向けては、保全がなされている場所の増加、生態系の回復を含めたり、質の向上という、現在から未来に向けてというところがポイントになってくる。そうすると、認定する時により活動自体、どのようなことをどのような

目標を立ててどこに向かっていくのかという活動計画に着目することが効果的だろう。そのような意味では、制度化にあたっては特定の場所における活動計画を認定していこう。それに向けて今良い所をまず抑えていくという現行の自然共生サイトを踏襲する形で、良い場所を維持して上げていく。さらに今は、これから上げていく場所、新たに作っている場所も対象にして、そこから上げていくような、両方を対象にしていくことが可能になるかと考えています。なぜ民間主体の活動を認定するのか、目的を整理したものです。大きくはネイチャーポジティブの実現、そして国民運動として多様な主体への広がり求めていく。それによって 30by30、劣化地の 30by30、ビジネスにも貢献していきたい。これらは保護地域でないような場所、特に身近な自然の価値の重要性を気づききっかけ、そしてそういった所を含めて生態系ネットワークの構築に繋げていく。さらに、質や活動の継続性にも繋がっていくようにしていきたい。それから先ほど来、インセンティブで一番鍵になっている、取り組みの客観的評価にも耐えうる信頼性のある制度として、より確固たるものにしていきたい。また、これらの取り組みが、いわゆる生態系サービス、炭素貯留や防災・減災、Eco-DRR を含めて、災害への強靱化、文化的な部分、地域づくり、地域循環共生圏とか地域づくりに繋がってくるものにもしていきたいと考えており、

最後です。小委員会をちょうど先週金曜日、第 1 回目を開催しました。ですので、第 1 回の議論を今回報告するまでに至れなかったのですが、第 1 回目に多様なご意見を頂きました。それを踏まえて第 2 回目に答申案についてご議論いただき、パブコメを経て、年明けに答申を取りまとめて答申、といったスケジュールで動いていこうと考えております。私から報告事項でした。一旦以上です。

- 角谷座長 ご説明、ありがとうございます。それではただ今いただいた報告につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、委員の皆さんからお願いいたします。いかがでしょうか。はい。それではまず後藤委員からご質問ということでお願いいたします。
- 後藤委員 ご説明、ありがとうございます。最後に出てきました答申の骨子というのは今どのような形になっていますでしょうか。
- 角谷座長 事務局、お願いいたします。
- 小林課長補佐 後藤委員、ありがとうございます。骨子はこれから作成するところです。第 1 回目の小委員会で、まず多様なご意見やご指摘ご指摘をいただきましたので、それを踏まえて早急に事務局で答申の案を作っていきたいと考えております。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。
- 後藤委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 原口委員からご発言です。お願いいたします。
- 原口委員 はい。答申が出てからパブリックコメントで提出すれば良いと思いますが、今の方向性については大変素晴らしいと思います。TNFD というフレームワークから日本の経済界、産業界が関わっているネイチャーに関する課題ということでいうと、今まで国内でやってきたような CSR 的な活動も含めですね、国土保全、国内の自然環境のネイチャーポジテ

ィブに貢献していくというその貢献が、国の制度の中での JBF でいうターゲットの 2 と 3 の達成に貢献するというのがこういった制度で、法制度として確立しますと、先ほどの自然共生サイトの認定も同じですが、企業からすると、投資家に向けて非常に説明がしやすくなります。自分たちで全てモニタリングしてデータを取って説明するというのではなく、国の制度の中でポジティブなアクションであるということを表明しやすくなるということです。そのため、この議論は、非常に産業界にとっても歓迎すべき方向性であると考えています。

もう一つです、私の TNFD をやっているの希望的な観測です。グローバルに先日 JBF で全ての国が 30by30 をやるというコミットしたわけですが、おそらく具体的にどうやったら良いか分からない国の方がほとんどだと思いますし、まして民間の力を借りながらそれを達成していくというやり方、経験がほとんどない国の方が多いと思います。そのため、これが確立した暁には、特に日本の産業界が資源を依存しているような国に対してこういった制度、こういったやり方があるよということを提言し、広めていただくと、日本の企業にとってはそういった原材料調達国においても同じような貢献をすることでちゃんと評価がされることになり、国内での活動と海外でのアクションで整合性が取れるというふうに考えています。この議論の先にそういった日本がモデルとしてこういったものを発信していただくことを期待したいと思います。以上でございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局からご発言ありますか。
- 小林課長補佐 ありがとうございます。重要なアドバイスとして今後の検討に活かさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、それでは次に、高川委員からご質問ということで、発言をお願いいたします。
- 高川委員 質問というより意見になります。法制度化について、民間の活動計画や活動の認定と書かれていることがちょっと気になります。国立公園とかの保全地域での保全管理計画の評価や、グリーンリストとの整合をどう取られようとしているのかを教えてくださいたいです。

後、特に計画の中にもし目標が入ってくるとすると、原口さんが言うようにすごく重要なこととなりますが、一方で地域戦略等との整合も取っていかねばいけないので、見通しも今議論されているようであれば教えていただければと思います。

後、自然共生サイトについては「認定」が良いかと思うんですが、言葉の使い方として、計画や何かのサービスなどのコンテンツの質を保証する場合は、むしろ「認証」という言葉が良いのかなと思います。そこについても議論があるのか教えていただければと思います。

- 角谷座長 はい、事務局、大丈夫でしょうか。はい、よろしく願いいたします。
- 小林課長補佐 高川委員、ありがとうございます。まず、グリーンリストとの関係ですが、今現状そこまで議論を進めているというところではまだありません。

3点目の「認定」と「認証」の話は、活動計画を「認定」というふうに認定するものの方

が他法令でも多いかなど思っています。高川さんがおっしゃるとおり、手続的なものが順守されているかという場合には「認証」する、という言葉を使うことがありますが、今回は計画が適当かを国として判断するという意味では認定という形でも、問題はないと思っています。

- 高川委員 ありがとうございます。2点目についてはゴールセッティングですとか地域戦略との整合の話です。もうご回答いただけたのかと思います。まだこれから議論ということで承知しました。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは長谷川委員からご発言ということでお願いいたします。
- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。自然共生サイトの認定制度の法制化についての質問です。今まで行政的に法的根拠なくということで、自然共生サイトに法的根拠を持たせるということだと理解しました。一方で、3ページに対応すべき課題が色々書かれており、根拠が法律になるのか行政的な措置にとどまっているのかの違いだけであり、本質的には変わらないものと思っていたのですが、先ほど変わりますというような説明を受けたような気がしました。具体的な法制化するのにあたってどういう要素が必要になるのか、教えていただければと思います。その結果として法制化する場合としない場合でハードルが上がるのか、という点も教えていただければと思います  
それから二点目ですが、5ページで認定する目的が色々書かれておりますが、認定によって、色々インセンティブを与えることや、優遇策を与えることは直接的には書いていないように感じましたが、インセンティブはないのでしょうかという点が2点目になります。よろしく願いいたします。
- 角谷座長 はい、事務局、お願いいたします。
- 小林課長補佐 長谷川委員、ありがとうございます。1点目について、法律にすることによる大きな違いは何かというご質問だと思いました。より取組を進めやすいとか、取組を活用して、それをアウトプットして色々ところで活用しやすくなるために法的なバックグラウンド、根拠があった方が良くないかという発想が一つあります。例えば、任意の仕組みではやや難しい部分が、法的な根拠を持たせると他制度の連携や整合をとってうまくやっていくというところが進みやすくなると思います。活動を促進するという上で、環境省内もそうですし、農林水産省や国土交通省などの関係省庁との連携を強化していくという意味でも法的根拠を持った方が進めやすいということが出てくると感じております。  
二点目について、もちろん今回の検討会の中でもあるようにインセンティブは必要と思います。5ページに色々書いてありますが、これは認定の目的を整理したものでして、それぞれの目的をうまく発揮していくためにはインセンティブが必要ということかなと思います。この目的を達成する、それを後押しするためには、今ご議論いただいているようなインセンティブが重要なことは変わらないかなとは感じております。以上です。
- 長谷川委員 ありがとうございます。



- 角谷座長 はい。ありがとうございました。それでは佐藤委員からご意見ということですので、ご発言、佐藤委員、お願いいたします。
- 佐藤委員 ありがとうございます。2つあります。そのうち1つは今もうすでに回答いただきましたが、法制化に伴って他の制度との整合性を取らないといけなくなったときに、何か不具合というか、デメリットが生じるんじゃないかなと思っていましたが、小林さんが回答した内容で承知しました。  
もう1つは前も申し上げたことですが、30by30、2030年までに30%というかなり数値がはっきりとした目標を掲げております。今回のご報告で当初の予定である100か所以上という目標は達成できたということは大変すばらしいし、今後の方針も非常に良い内容だと思いますが、30by30という最終的な目標の達成度のある段階で、面積がどれくらいとか、最終的に30by30を達成したのか達成していないのか、今どのくらい来ているのかというのを見ながら、必要があればさらに工夫を入れていくというような必要も出てくると思います。私からの希望ですが、ある段階で30by30がどこまで達成できているのかを数値的なデータが欲しいなと思いました。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。
- 小林課長補佐 はい。佐藤委員、ありがとうございます。2点目でいただいた30by30の達成状況とかにつきましては、現在国家戦略の付属となった30by30ロードマップを出しており、その30by30ロードマップにおいては2026年度、令和8年度に中間評価を行うことにしております。30by30は自然共生サイトだけではなくて、保護地域、それから自然共生サイト以外のOECM、そういった施策も総合的に推進していきながら、中間評価のときに状況を見て30年までにどうするかという道筋を立てていく必要があると考えています。その上で、2030年で終わりではなくて、その先を見据えていくという上で、今回もちょうどスライドにもありますように、ネイチャーポジティブというその先の目標としても見据えながら、決して30年で面積だけを達成するという事に留まらず、ネイチャーポジティブに向けて面積、質、さらにその先を見据えながら取組、進めていくふうにいきたいなと感じているところです。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、事務局、ありがとうございました。他にご質問、ご意見等、発言希望される委員の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。それでは議事3番目、これで終わりたいと思います。ご説明、ありがとうございました。それでは本日の議事、以上となります。特に議事1のワーキングの今後の進め方については、大きな方向性としては良くて、個別に具体化を進めてくださいということで委員の皆様からご了解をいただいたと理解しております。また時間内で発言できなかった、あるいは後で新たな内容が出てきた場合は、事務局宛にメール等でいただければ受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。
- 渡邊室長補佐 はい。角谷座長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日も貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。最後に事務局からの連絡となり

ます。本日ご議論いただいたマッチング試行の参加者募集については、次週のうちに開始したいと思っております。記者発表を実施しまして、本会議の参考資料として添付していた募集要項についても、30by30 のホームページにおいて公表する予定でございますので、またお知らせをさせていただきます。また、次回検討会は 3 月上中旬に開催する予定でございますので、日程調整等のご協力もどうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 閉会

- 事務局・宍倉 ありがとうございます。本日の議事録につきましては追って作成し、委員の皆様にご確認後、資料と一緒に公開することとしております。何卒よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には追加のご意見・アドバイスがございましたら、10/24（火）までに事務局までご連絡いただければと存じます。委員の皆様には貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和 5 年度第 2 回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。